

準 則 計 算 表

(昭和49年6月28日以前に設置された既存工場で生産施設を増設する場合、
この計算表を添付してください)

細分類業種名

細分類番号

γ : _____ α : _____

(1) 生産施設

$$[P \geq \frac{P0}{\gamma} (S - \frac{P0}{\gamma \alpha}) - P1]$$

(単一業種)

(2) 緑 地

$$[G \geq \frac{P}{\gamma} (\text{緑地面積率} - \frac{G0}{S})]$$

※緑地面積率 工業・工専区域=0.05、準工業区域=0.1、工業集積区域=0.1
その他区域=0.2

(3) 環境施設

$$[E \geq \frac{P}{\gamma} (\text{環境施設面積率} - \frac{E0}{S})]$$

※環境施設面積率 工業・工専区域=0.1、準工業区域=0.15、工業集積区域=0.15
その他区域=0.25

備考

- 1 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号を記載のこと。
- 2 2以上の業種に属する特定工場等の場合には様式は特に定めていない。各業種毎の生産施設を γ 、 α の値別に整理したものを記載すること。
- 3 計算は小数点第5位を四捨五入すること。

以下を参考にして計算式に当てはめてください。

P=当該変更に係る生産施設の面積
γ = 生産施設面積率
S = 敷地面積
P0=既存生産施設の面積の合計
α = 既存生産施設用敷地計算係数
P ₁ = 昭和 49 年 6 月 29 日以降の生産施設面積の変更分

G=当該変更に伴い設置する緑地の面積
G ₀ =当該変更に係る届出前に設置されている緑地 (当該届出前に届けられた緑地の面積の変更に係るものを含む。) の面積 の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設の面積 の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積合計を超える面積
G ₁ =当該変更に係る届出前に設置されている緑地 (当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。) の面 積の合計

E=当該変更に伴い設置する環境施設の面積
E ₀ =当該変更に係る届出前に設置されている環境施設 (当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。) の面積 の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設 の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を 超える面積
E ₁ =当該変更に係る届出前に設置されている環境施設 (当該届出前に届けられた環境施設面積変更に係るものを含む。) の面積 の合計